

平成 29 年 11 月 6 日

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域  
都市再生緊急整備協議会  
大阪駅周辺地域部会 構成員 各位

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域  
都市再生緊急整備協議会  
大阪駅周辺地域部会 部会長  
大阪市長 吉村 洋文

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会  
大阪駅周辺地域部会 書面表決について（依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記地域部会を、書面表決にて開催させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添議案に対する書面による賛否回答を、平成29年11月27日迄にご返信いただきますようお願い申し上げます。

なお、国の関係行政機関におかれましては、国への補助申請の内容にかかる議案(1)～(3)を除き、議案(4)についてのみ書面による賛否回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 議 案

〔国土交通省国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

- (1) 平成 29 年度事業スキームの変更について
- (2) 平成 29 年度国際競争力促進事業計画の変更（事業の追加）について
- (3) 「平成 29 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業による事業委任先と成果物  
帰属先（保有主体）一覧の変更について
- (4) 地域戦略の変更について

以上

(事務局) 大阪市都市計画局企画振興部 うめきた整備担当  
担当：牛尾  
TEL：06-6208-7876  
FAX：06-6231-3751  
E-mail：[r-ushio@city.osaka.lg.jp](mailto:r-ushio@city.osaka.lg.jp)

## 【議案】

[国土交通省国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して]

- (1) 平成 29 年度事業スキームの変更について
- (2) 平成 29 年度国際競争力促進事業計画の変更（事業の追加）について
- (3) 「平成 29 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業の事業委任先と成果物帰属先（保有主体）一覧の変更について
- (4) 地域戦略の変更について

## 【説明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会における国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の事務局会社である三菱地所株式会社により別添のとおり依頼があったので、協議会規約第 12 条の規定に基づく「書面表決」の方法により、下記の内容について、ご審議賜るようお願い申し上げますものである。

## 記

国際競争力強化促進事業制度（平成 26 年 4 月 1 日 国都まち第 85 号、最終改正 平成 28 年 9 月 1 日 国都まち第 39 号）における「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」（以下、本事業）を活用し、平成 29 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会（以下、協議会）において実施する事業を実施する。

当該事業に関して、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会（一般社団法人グランフロント大阪 TMO、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社。以下、実践連絡会）及び三菱地所株式会社による事業の追加に伴い、別紙 1 の「平成 29 年度事業スキーム」の変更及び別紙 2 の「平成 29 年度国際競争力強化促進事業計画」の変更、別紙 3 の「事業の委任先及び成果物の帰属先（保有主体）」の変更を行った。

協議会構成員以外に帰属させる成果物については、成果物帰属先から、国際競争力強化促進事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 国都まち第 89 号、最終改正 平成 28 年 9 月 1 日 国都まち第 39 号）による補助交付の目的に従い、適切に管理する旨の確約を事務局会社が確認する。

また本事業については協議会より実践連絡会が事務の委任を受ける形となっている。今年度の実践連絡会の事務局は一般社団法人グランフロント大阪 TMO であるが、同法人は協議会の構成員ではないため同法人の社員である三菱地所株式会社が本事業の事務局会社を代行する。これに伴い別紙 1 「平成 29 年度事業スキーム」の修正を行う。前回、書面評決いただいた別紙 1 「平成 29 年度事業スキーム」では三菱地所株式会社が実践連絡会内に含まれていたが、適切な表現に修正する。

また平成 26 年度地域戦略策定時より、「大阪駅周辺地域 3. 都市機能の充実」における各地区開発の進捗状況を更新する必要があるため、「地域戦略」を変更する。

本件については、国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関する申請

手続きの規定において、「書面表決」の手続きを経ることを定めており、協議会規約第 12 条の規定に基づき、ご審議賜るようお願い申し上げますものである。

● 「平成 29 年度事業スキーム」とは

平成 29 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において実施する事業について、実施体制を図示化した資料である。

● 「平成 29 年度国際競争力強化促進事業計画」とは

平成 29 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において実施する事業に関する事業費及び事業概要等を記載した計画書である。

● 「事業の委任先及び成果物の帰属先（保有主体）」とは

平成 29 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において、事業を実施することに伴い発生する成果物の保有主体を明確化するための資料である。

● 「地域戦略」とは

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において実施する外国企業等を呼び込むための戦略を記載した資料である。

以上

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議  
大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議 案〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に  
関して〕

(1) 平成 29 年度事業スキームの変更について

**承諾する**

**承諾しない**

(2) 平成 29 年度国際競争力促進事業計画の変更（事業の追加）について

**承諾する**

**承諾しない**

(3) 「平成 29 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業による事業委任先  
と成果物帰属先（保有主体）一覧の変更について

**承諾する**

**承諾しない**

(4) 地域戦略の変更について

**承諾する**

**承諾しない**

役 職 等	
ご 芳 名	